

様式第2号(日本工業規格B列4)

代替地金返還請求書(正・副)

年 月 日

大蔵大臣

殿

住所又は居所
職業又は業種
氏名又は名称
電話番号
請求事務担当者氏名

㊤

接收貴金属等の処理に関する法律(昭和34年法律第135号。以下「法」という。)第5条第2項又は第3項の規定により、次のとおり代替地金(法第2条第3項第3号及び第4号に掲げる金及び銀の地金をいう。)の返還を請求します。

1 返還の請求をする代替地金

種類	形状	個数	重量及び品位			備考
			総量	品位	純量	
			グラム		グラム	

2 代替地金を連合国占領軍に引き渡すこと又は代替地金に係る納付金を貴金属特別会計に納付することについて大蔵省から通知を受けた時期

3 代替地金に係る代金又は納付金を貴金属特別会計に納付した時期及び金額

4 法施行前に返還を受けた接收貴金属等で1の記載欄に記載した代替地金を連合国占領軍に引き渡す原因となつたもの(以下「返還済接收貴金属等」という。)

別表「返還済接收貴金属等」(計 枚)のとおりに。

5 返還済接收貴金属等が接收された時期及び場所

6 返還済接收貴金属等を接收した連合国占領軍接收担当官の所属機関、身分及び氏名

7 返還済接收貴金属等の返還を受けた時期

8 返還済接收貴金属等の接收時からこの返還請求書を提出する時までの間に商号変更、法人成、法人の合併等があつた場合には、その年月日及び事実

9 その他返還済接收貴金属等の返還又は代替地金の連合国占領軍への引渡若しくは代替地金に係る納付金の納付について参考となる事項

10 添付書類の種類及び枚数

(記載上の注意)

- 1 この返還請求書は、請求者の住所又は居所を管轄する財務局（当該住所又は居所が、福岡財務支局の管轄区域内にあるときは福岡財務支局）を経由して大蔵大臣あてに2通提出すること。
- 2 この返還請求書は、代替地金を連合国占領軍に引き渡すこと又は代替地金に係る納付金を貴金属特別会計に納付することについて大蔵省から通知を受けた時期が異なるごとに別個に作成すること。
- 3 返還請求書のうち1通を正本とし、これに代替地金に係る代金又は納付金を貴金属特別会計に納付したことを明らかにする書類、返還済接收貴金属等の接收を受けたこと及びその返還を受けたことを明らかにする書類その他の証拠資料の原本又はその写真を添付することとし、副本にはこれらの証拠資料の写を添付すること（標題末尾の正・副のうち該当しないものを消すこと。）。
- 4 返還請求者が法第5条第6項に規定する官署の長であるときは、「住所又は居所」、「職業又は業種」及び「氏名又は名称」の欄には、それぞれ当該官署の所在地、官職及び氏名を記載すること。
- 5 各記載欄に該当事項がないときは「該当事項なし」、不明のときは「不明」と記載すること。
- 6 別表「返還済接收貴金属等」の記載は、同表の「記載上の注意」によること。